

告示

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、和光市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
和光市吹上コミュニケーションセンター	埼玉県和光市白子三丁目十四番十号	和光市長	百二十人